アイリス相談支援センター重要事項説明書

１．アイリス相談支援センターの概要

（1） 提供できるサービスの種類と地域

名　　称	アイリス相談支援センター
所　在　地	三重県いなべ市北勢町阿下喜３７００番地
設　置　者	社会福祉法人　光風会
代表者氏名	理事長　日下政哉
連　絡　先	０５９４－７２－７７２４
指定番号	特定相談支援事業　　２４３１４００３３８ 障害児相談支援事業　２４７１４０００４０
サービスの実施地域	いなべ市・員弁郡東員町

（2） センターの職員体制

職　名	常　勤	非常勤
管理者	１名	－
相談支援専門員	２名	－

（3） 営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日 ＊上記以外についても対応可能
営 業 時 間	８：３０～１７：１５ ＊上記以外についても対応可能

２．運営方針

（1）指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の提供にあたっては、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）関係機関との緊密な連携を図り、当該利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に提供されるよう配慮します。

（2）事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるように努めます。

（3）事業の実施に当たっては、自らその提供する相談支援等の評価を行い、常にその改善を図ります。

３．サービスの内容

（１） 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用者及びその家族の生活の意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供上での留意点等記載したサービス等利用計画（以下、障害児相談支援事業にあっては、「障害児支援利用計画」と読みかえる）の原案を作成し同意を得ます。

（２） 相談支援専門員は、利用者宅等を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等解決すべき課題の把握に努め、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

（３） サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。そのため、特定相談支援の提供に際し、複数のサービス事業者等を紹介するとともに位置付けた事業者等の選定理由について説明します。

（４） サービス等利用計画の作成に当たっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

（５） 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得て決定します。

（６）相談支援専門員はサービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画のために原案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して実施する会議をいう。）の開催等により利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めます。

（７）相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえて作成したサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に説明し同意を得たうえで当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付します。

（８）相談支援専門員はサービス等利用計画の作成後においても、利用者等や福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。

（９）モニタリングにあたっては、利用者等及び福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、定められた期間毎若しくは１か月に１回利用者宅を訪問し、利用者等に面接する他その結果を記録します。

(10) 利用者等がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者等がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は必要な手順を経てサービス等利用計画の変更を行います。

(11) 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった認められる場合又は利用者が障害者支援施設への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等

への紹介その他の便宜を提供します。

４．サービス提供の記録等

事業者は､利用者に関する個々のサービス調整の具体的記録､サービス等利用計画､アセスメントの結果の記録､サービス担当者会議の記録､モニタリング結果の記録､苦情内容等の記録、事故の状況及び処置の記録、利用者に関する市町村への通知にかかる記録の他、必要な書類を整備し５年間保存します。
また、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。

５．利用料金等

（１）指定計画相談支援等について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から計画相談給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の負担はありません。
（２）相談支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、実施地域をこえた地点から換算して片道１Ｋｍにつき３０円をご負担いただきます。

６．ハラスメント対策

（１）事業所は職場におけるハラスメント防止に取組、職員が働きやすい環境づくりを目指すこととする。
（２）事業所は利用者、その他家族に対し、改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、３０日前に利用者、その他家族に対し文章で通知することにより、この契約を解約することができる。
（詳しくは別紙２　「ハラスメント防止のお願い」をご参照）

７．虐待の防止について

事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための体制を整備します。居宅介護支援の提供にあたり、従業者間相互において利用者等に対しての虐待、拘束等について防止するものとする。また障害者虐待防止法・児童虐待防止法に基づき、虐待を発見した場合には、速やかに市町に通報するものとします。
（１） 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２） 虐待防止のための指針を整備します。
（３） 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
（４） これらの措置を適切に実施するための担当者を設置します。

８．事故発生時の対応

（１） 利用者に対する指定特定相談支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族に連絡し必要な措置を講じます。
（２） 事故の状況及び事故に対して採った処置を記録します。

９．非常災害対策

事業所は震災、風水害、火災、その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めるものとする。

１０．サービス内容に関する相談・苦情

（1） 事業者は自ら提供した指定特定相談支援又は自らがサービス等利用計画に位置づけたサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に応じ、苦情の内容等を記録します。

（2） 利用者の苦情に関して、保険者から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行います。

① 当センターご利用者相談・苦情解決責任者及び受付担当

苦情解決責任者　　田中　由香里　　電話０５９４－７２－７７２２
担当（総合サービス管理室）　川瀬　真理　　電話０５９４－７２－７７２２

② いなべ市　障がい福祉課　(受付時間　８：４０～１７：１５)
電話　　０５９４－８６－７８１６
住所　　いなべ市北勢町阿下喜３１番地

１１．秘密保持

（1） 事業者及び事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、理由無く第三者に漏らしません。

（2） 事業者はサービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、その利用目的を明記した文書によりあらかじめ同意を得ます。

１２．損害賠償

事業者は、利用者に対する特定相談支援サービス計画の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　三重県いなべ市北勢町阿下喜３７００
社会福祉法人　光風会
アイリス相談支援センター　　印
説明者　職名
氏名　　印

個人情報に関する同意書

私は、指定【特定計画・特定障害児】相談支援を利用するにあたり、支援を受けている期間に限り次の（1）に定める個人情報の提供及び収集について、（2）の条件を付して同意します。

（1）個人情報

一、　私の心身の状況、置かれている環境や家族の状況などの個人情報を、必要最小限の範囲内で、サービス担当者会議（相談支援専門員が【サービス等・障がい児支援】利用計画の作成のために福祉サービス等の担当者を招集して行う会議）の場などにおいて関係機関に提供すること。

一、【サービス等・障がい児支援】利用計画を作成するために必要があるときは、障害程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、認定審査会における審査判定家結果・意見及び主治医意見書に関する情報を市町より収集すること。

一、相談支専門員が実施するアセスメント（【利用者・障がい児】について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて【利用者・障がい児】の希望する生活や【利用者・障がい児】が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等の把握）を行うにあたり、これまで関わられた関係機関等から情報を収集（関係機関等が情報を提供）すること。

（2）条件

一、個人情報の提供は必要最低限とし、相談支援に関わる目的以外には利用及び提供しないこと。

一、指定【特定・障がい児】相談支援事業所の従事者及び管理者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た個人情報をもらさないこと。

一、指定【特定・障がい児】相談支援事業所の従事者及び管理者は、個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録するとともに、当該経過等を安全に保管すること。

私は、契約書及び本書面により事業者から指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者様　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家族様(代筆)　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（別　紙１）

１・利用料金

機能強化型サービス利用支援費	（1）サービス利用支援費Ⅰ	20,502 円
	（2）サービス利用支援費Ⅱ	19,484 円
	（3）サービス利用支援費Ⅲ	18,547 円
	（4）サービス利用支援費Ⅳ	17,020 円
サービス利用支援費	（1）サービス利用支援費Ⅰ	16,002 円
	（2）サービス利用支援費Ⅱ	7,451 円

機能強化型継続サービス利用支援費	（1）継続サービス利用支援費Ⅰ	17,926 円
	（2）継続サービス利用支援費Ⅱ	16,908 円
	（3）継続サービス利用支援費Ⅲ	15,860 円
	（4）継続サービス利用支援費Ⅳ	14,333 円
継続サービス利用支援費	（1）継続サービス利用支援費Ⅰ	13,315 円
	（1）継続サービス利用支援費Ⅱ	6,169 円

機能強化型障害児支援利用援助費	（1）障害児利用支援費Ⅰ	22,406 円
	（2）障害児利用支援費Ⅱ	21,388 円
	（3）障害児利用支援費Ⅲ	20,522 円
	（4）障害児利用支援費Ⅳ	18,995 円
障害児支援利用支援費	（1）障害児利用支援費Ⅰ	17,977 円
	（1）障害児利用支援費Ⅱ	8,296 円

機能強化型継続障害児支援利用支援費	（1）継続障害児利用支援費Ⅰ	19,301 円
	（2）継続障害児利用支援費Ⅱ	18,283 円
	（3）継続障害児利用支援費Ⅲ	17,295 円
	（4）継続障害児利用支援費Ⅳ	15,758 円
継続障害児支援利用支援費	（1）継続障害児利用支援費Ⅰ	14,740 円
	（2）継続障害児利用支援費Ⅱ	6,739 円

地域移行支援サービス費	地域移行支援サービス費Ⅰ	36,780 円
	地域移行支援サービス費Ⅱ	32,138 円
	地域移行支援サービス費Ⅲ	24,655 円

地域定着支援サービス費	体制確保費	3,206 円
	緊急時支援費Ⅰ	7,472 円
	緊急時支援費Ⅱ	997 円

【加算料金】

※以下の条件にあてはまる場合、下記の料金が基本料金に加算される場合があります。

利用者負担上限額管理加算		1,527 円／月 月 1 回を限度
初回加算	① 新規にサービス等利用計画を作成した場合。 ② 契約月からサービス等利用計画を利用者に交付の月までの期間が 3 か月を超えて 4 か月目以降に月 2 回以上利用者の居宅等に訪問し利用者及び家族と面接を行った場合。	計画相談支援 3,054 円／回 障害児相談支援 5,090 円／回
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し当該主任相談支援専門員が事業所及びその他の相談支援専門員に対し指導・助言を実施している場合。	3,054 円／月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	主任相談支援専門員を配置し当該主任相談支援専門員が事業所及びその他の相談支援専門員に対し、脂質向上のために研修を実施した場合。	1,018 円／月
入院時情報連携加算Ⅰ	指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で医療機関を訪問して情報提供した場合。	3,054 円／月
入院時情報連携加算Ⅱ	指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で医療機関に訪問以外の方法で情報提供した場合。	1,527 円／回
退院・退所加算	利用者が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い必要な情報の提供を受けたうえでサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合。	3,054 円／回 3 回を限度
居宅介護支援事業所連携加算（計画相談） 保育・教育等移行支援加算（障害児）	障害福祉サービス等の利用者が、介護保険サービス事業所への引継ぎに一定期間を要する者、又は就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業移行、生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する者に対し、次のいずれかの業務を行った場合。	
	① 月に 2 回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及びその家族と面接を行った。 ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した。	3,054 円／回 月 1 回を限度
	他機関との連携にあたり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により行った場合。 ① 訪問・会議参加した。	3,054 円／月

	② 情報を提供した。	1,527 円／月 月 1 回を限度
医療・保育・教育機関等連携加算	医療、保育、教育機関等の職員との面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報提供を受けた上で以下を行った場合。 ① 障害児支援利用計画を作成した。 ② 継続サービス利用支援を行った。 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し病院等の職員に対して利用者の係る必要な情報を提供した場合。 ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報提供した。	2,036 円／月 3,054 円 ／ 回 月 3 回を限度・同一病院は月 1 回を限度 1,527 円／月
集中支援加算	① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者の求めに応じ、利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族との面談を月 2 回以上行った場合。 ② 利用者及び障害福祉サービス事業所が参加するサービス担当者会議を開催した場合。 ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。	3054 円／回 月 1 回を限度
	障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した。 ① 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し病院等の職員に対して利用者の係る必要な情報を提供した。 ② 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した。	3,054 円／回 (月 3 回を限度、同一病院月 1 回を限度) 1,527 円／月
サービス担当者会議実施加算	指定継続サービス利用支援を行うにあたり、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況についての説明を行い、担当者に対して専門的な見地からの意見を求めサービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合。	1,018 円／回
サービス提供時モニタリング加算	指定特定相談事業所が、サービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問しその提供状況等を確認し、記録した場合。	1,018 円／回

行動障害支援体制加算	強度行動障害者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上でその旨を公表し、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して計画相談支援等を実施している場合。 強度行動障害者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上でその旨を公表している場合。	610 円／月 302 円／月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上でその旨を公表し、重症心身障害など医療的ケアを要する児童や障害者に対して計画相談を実施している場合。 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上でその旨を公表している場合。	610 円／月 305 円／月
精神障害者支援体制加算	地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表し精神科病院に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施している場合。 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。	610 円／月 305 円／月
高次脳機能障害支援体制加算	高次能機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、相談支援専門員により高次脳機能障害を有する利用者に対して指定計画相談支援を行っている場合。 高次能機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。	610 円／月 305 円／月
ピアサポート体制加算	指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合。	1,018 円／月
地域生活支援拠点等相談強化加算	障害の特性に起因して生じた事態、その他緊急に支援が必要な事態が生じた利用者（要支援者）に対し、要支援者あるいはその家族からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して当該要支援者に関する必要な情報の 提供及び利用に関する調整を行った場合。	7,126 円／回 月 4 回を限度
地域体制強化共同支	運営規定として市町により地域生活支援拠点として位	20,360 円／回

援加算	置づけられていること又は地域生活関係機関との連携体制を確保すると共に協議会に定期的に参画していること。令和９年３月３１日までに市町が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保する事に替えて緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力している場合。	月１回を限度

２・支払方法

利用料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので、２０日までにお支払いください。お支払いいただいたときに、領収書を発行します。お支払方法は、原則として現金支払いといたします。

（別紙　２）

ハラスメント防止のお願い

いつも当事業所の業務にご理解ご協力いただきありがとうございます。
近年は介護事業所でのハラスメントの防止対策を強化するよう国から求められており、当事業所でも対策強化に取組んでいます。職場内でのハラスメントを防止すると共に、当事業所とご利用者（ご家族等）との関係についてもハラスメントを防止できるよう、以下の内容に対してご理解ご協力をお願いいたします。
＊ハラスメントに該当した場合、契約書第９条（事業者の解除権）に該当し、契約を終了する場合があります。

カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分　類	内　容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	物を投げつける。叩く。唾を吐く。服を引っ張る。土下座をさせる。
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等個人を否定するような言動をする。威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽な要求をする。ご家族等がご利用者の理不尽な発言を一方的にうのみにし、否定的な言葉や態度をとる。
性的嫌がらせ	意の添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為	必要もなく身体（腕や足）をさわる。胸、お尻などをさり気なくさわる。抱きしめる。ヌード写真や動画を見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プライベートな予定を聞く。
著しく威圧的な行為	ご利用者（ご家族等）から業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談などで長時間拘束する。頻繁に来所しクレームを言う。休日時間外の対応の強要をする。ケアマネの業務外の強要（すぐに来い、買物をして来い、金を貸せ等）をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出たところを責める。脅迫的・反社会的な言動をする。優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる。

＊上記の内容は一例です。それ以外でもハラスメントに該当する場合があります。